⑵　下請事業者の連携によるグループ（以下「下請グループ」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
⑶　下請グループは、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請グループとの連携を図るものとする。このため、下請グループ相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
⑷　親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。
また、親事業者は、下請グループの自主的な運営を阻害してはならないものとする。
⑸　親事業者と下請グループは、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、随時、協議を行うものとする。

2）　特定下請連携事業計画

下請中小企業振興法第２条第５項の特定下請事業者が同法第８条第１項の特定下請連携事業計画を作成するにあたっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴　特定下請連携事業の目標
特定親事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定下請取引への依存の状態を改善すること。
なお、特定下請取引への依存の状態の改善とは、３～５年以内の計画期間内に、特定親事業者への取引依存度が年１％以上低下することをいう。

⑵　特定下請連携事業の内容
①　組織体制
複数の下請事業者その他の事業者で構成する連携体（以下単に「連携体」という。）が１つの事業体として活動できるよう、明確な目的及び事業方針を参加事業者間で共有し、事業目標を定めていること。
参加事業者間で規約等を策定し、対内的な役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方等を明確化すること。
②　中核となる者の存在
参加事業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うため、連携体内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる者が存在すること。
③　知識連携と取引連携の組合せ
ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）と取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた活動であり、連携活動による個々の下請事業者における効果が目的等において明確となっていること。
④　特定親事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供
課題解決型ビジネスを実施するものであり、以下のいずれの内容をも行うものであること。
イ．連携においては、ノウハウ等の向上に向けた活動と、受注獲得の活動を組み合わせて、それらが相互に作用しつつ、事業活動を行うこと。
ロ．市場・顧客との情報交換を実施し、取引先の課題・ニーズを把握していること。
ハ．自社及び連携体メンバーの強み及び弱みを分析し、技術、ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大していること。
ニ．顧客に対して企画・提案を実施するなど、顧客の課題・ニーズに対応した製品・サービスを提供すること。
⑤　その他
イ．特定下請事業者の主体的参画
特定下請連携事業計画は、特定下請事業者が主体的に参画することが必要である。
ロ．新たな事業活動
新たな事業活動は、個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、すでに他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として該当する。

第６　下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

１）　一般的留意事項

⑴　下請事業者の自主性の尊重
親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。
⑵　下請事業者の取引先の開拓等
親事業者は、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。特に、特定下請事業者や小規模事業者である下請事業者が自主的に行う取引先の開拓、変更等においては、特段の事情がない限り、当該取引先の開拓、変更等に対する指導等を行わないものとする。
⑶　下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備
親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。
また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう周知・教育等を徹底するものとする。

２）　取引先の課題及びニーズに対応した製品・役務の提供

下請事業者は、親事業者との取引その他の取引を行うにあたり、提供する製品・役務をより付加価値の高いものとしていくために、営業等を実施して親事業者等の取引先の課題・ニーズの把握に努めるとともに、取引先の課題・ニーズに対応した製品・役務を提供できるようにするため、企画・設計等について社内人材の育成や他の特定下請事業者等との連携を進めるよう努めること。

３）　最近の経済環境の変化に伴う留意点

⑴　国際化の進展に伴う留意点
①　下請事業者は次の事項に留意するものとする。
イ．下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。
ロ．下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。
②　親事業者は次の事項に配慮するものとする。
イ．親事業者は、海外進出等に際しては、その計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次下請事業者に提供すること。また、親事業者の海外進出等に際して、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、海外進出等の計画の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めること。
ロ．下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
ハ．下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力を行うこと。
⑵　親事業者の事業再編の進展に伴う留意点
①　下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。